

廃棄物・リサイクル対策課

お気軽にお問い合わせ下さい

TEL:048-600-0814

私たちは、
こんな仕事をしています。



▲ 全国ごみ不法投棄撲滅運動シンボルマーク



▲ 3R推進関東大会



▲ 不法投棄現場



▲ 埠頭における貨物検査

- 1 廃棄物等の不適正な輸出入を防止するため、事業者への事前相談や説明会、また、関係行政機関と連携し、貨物検査等を行っています。
- 2 各種リサイクル法に基づき、管内の関係事業者に対する立入検査・調査等を行っています。
- 3 廃棄物の再生利用、広域処理、無害化処理認定制度についての事前相談や、認定に係る施設の現地調査を行っています。
- 4 廃棄物の不法投棄・不適正処理を未然に防止し、または早期対応を図るため、自治体等の関係行政機関と連携した取組(セミナーの開催、パトロール等)を行っています。
- 5 循環型社会の形成のため、3R(Reduce、Reuse、Recycle)の普及啓発活動、自治体やNGO・NPO等に対する支援等を行っています。
- 6 自然災害により生じる廃棄物の状況把握、市町村による処理の補助金の査定業務等を通じ、迅速かつ適切な災害廃棄物処理の支援を行っています。東日本大震災における災害廃棄物処理においては、宮城県・岩手県の災害廃棄物の広域処理について県・市町村への技術的支援を行っています。
- 7 放射性物質汚染対処特措法に基づき、基準(セシウム134、セシウム137の合計で8000Bq/kg)を超えて汚染されている指定廃棄物について、指定や国が処理を行うまでの適正保管の指導等を行っています。

ご存じですか? **3R**
「もったいない」を地域に、そして世界に!



- ノーベル平和賞受賞者で、ケニア元環境副大臣のワンガリ・マータイさんは、来日した際に知った日本語の「もったいない」という言葉に感銘を受け、この考え方を世界に広める活動をされました。私たちは、循環型社会を構築するため、3つのRを地域から発信していきます。「もったいない」とは、そのものの本来の 値打ちを無駄にすることなく生かしていこうという考え方です。



- 循環型社会形成推進基本法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- 特定家庭用機器再商品化法
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 放射性物質汚染対処特措法